

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会
記録

<第1号>

平成22年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成22年9月17日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会〈第1号〉

開会の日時

年月日 平成22年9月17日 金曜日
開 会 午前10時57分
散 会 午前11時10分

場 所

第6委員会室

議 題

- 1 新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立（付議事件の審査範囲の変更について）

出席委員

委員 長	当 銘 勝 雄 君
副委員 長	島 袋 大 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	翁 長 政 俊 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	仲 村 未 央 さん
委 員	渡久地 修 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	奥 平 一 夫 君
委 員	赤 嶺 昇 君
委 員	上 里 直 司 君
委 員	玉 城 義 和 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

企 画 部 長 川 上 好 久 君

○当銘勝雄委員長 ただいまから沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る付議事件の審査範囲の変更についてを議題といたします。

本日の説明員として、企画部長の出席を求めています。

これより付議事件の審査範囲の変更について審査を行います。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会における付議事件の審査範囲の変更について、執行部の考えを御説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

跡地利用に関する現行法制度は、沖縄振興特別措置法第7章と沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に規定されておりますが、両法は平成24年3月に失効することになっております。

跡地利用に関する業務は平成20年度まで知事公室基地対策課で所管しておりましたが、跡地利用対策を含むポスト沖振法に向けた取り組みを進める必要性から、平成21年度より企画部企画調整課で所管しております。

跡地利用計画は、沖縄の振興を図る上で極めて重要な課題であるとともに、

沖縄21世紀ビジョン及び沖縄振興計画等総点検等との関係や、ポスト沖縄法制定に向けた手続との整合を図る観点から、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会で審査していただきたいと考えております。

なお、県では、平成24年度以降の跡地利用に関する新法の必要性を踏まえ、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えを県及び跡地関係11市町村長で構成する跡地関係市町村連絡・調整会議において取りまとめ、9月9日と9月10日に跡地利用に関する新たな法律の制定について、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び民主党幹事長あて要請を行ったところです。

引き続き、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えの内容について、御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○当銘勝雄委員長 どうぞ説明してください。

○川上好久企画部長 それでは、お手元の資料1の1ページをごらんください。

まず、新たな法制度提案の必要性についてですが、沖縄振興特別措置法及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律が平成23年度末に失効することから、新たな法制度について検討し、国に提案していくものであります。

続いて、跡地利用に係る現行の法的枠組成立までの経緯と枠組み成立から現在までの状況についてですが、2ページ下の(8)にもありますように、県は、これまでの基地跡地の整備により明確となってきた課題への対応と、米軍再編に伴う嘉手納飛行場より南の大規模な米軍施設・区域の返還跡地の円滑なる開発、及び返還跡地利用を沖縄の発展につなげる沖縄21世紀ビジョンの実現のため、特別立法を含めた新たな法制度が必要と考えているものです。

3ページをごらんください。

これまでの跡地利用により明確となってきた課題等を踏まえて、新たな法制度提案における県の基本スタンスを2つ示しております。

1つ目は、跡地利用の推進は長年基地を提供してきた国の責務として行われるべきであるという点、2つ目は、跡地の有効利用を自立的経済の発展につながるものとするべきであるという点であります。

4ページをごらんください。

ここでは、先ほどの基本スタンスを踏まえ、5つの新たな法制度提案の基本方針を示しております。

1つ目は、跡地利用に対する国の責務を明確にし、国が積極的に関与するこ

と、2つ目は、沖縄振興費と別枠での予算確保と行財政上のさまざまな制度・施策が実施できること、3つ目は、沖縄本島中南部都市圏の跡地は、国の責務として事業実施主体を確立し、国費により事業を実施すること、4つ目は、給付金は、返還から跡地整備完了までの間を土地が使用収益できないことに対する補填として支給すること、5つ目に、沖縄振興特別措置法第7章と沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律を一元化の上、新たな制度を盛り込み、すべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法とすることです。

5ページをごらんください。

ここでは、特別立法に盛り込む新たな制度・施策の提案について6項目を記載しております。

まず1つ目に、返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化、2つ目に、給付金制度の見直し、3つ目に、沖縄本島中南部都市圏広域跡地（仮称）の指定及び国による同跡地の事業実施主体の確立、4つ目に、跡地利用を促進するための行財政上の特別措置として、公共用地先行取得等の推進制度や、6ページに移りますが、新たな事業手法制度の創設、跡地における産業振興地区制度の創設、跡地における風景づくり制度の創設を上げております。5つ目に、返還跡地国家プロジェクトとして、国営大規模公園や軌道系を含む新たな公共交通システム、骨格的道路網の整備、アジア・太平洋地域の交流拠点及び国際貢献拠点の核となる高次都市機能の導入、6つ目に、跡地利用推進のための新たな調整機関の設置、となっております。

資料1の説明は以上でございます。

資料2は問題点・課題等の詳細を記述した検討資料で、資料3は新たな法制度提案のフロー図となっておりますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより付議事件の審査範囲の変更について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、付議事件の審査範囲の変更についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

次に、先ほど審査いたしました付議事件の審査範囲の変更については、休憩中にその取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、付議事件の審査範囲の変更について事務局より説明があり、協議の結果、執行部からの申し出案のとおり変更することで意見の一致を見た。)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本委員会の付議事件の審査範囲の変更につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

先ほど決定いたしました付議事件の審査範囲の変更に伴い、現在、米軍基地関係特別委員会に付託されている陳情1件が本委員会に付託がえされることとなりますが、この陳情の付託がえについての今後の進め方等について、休憩中事務局より説明させます。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の付託がえの今後の進め方等について事務局より説明)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

以上で、本日の予定は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 当 銘 勝 雄